(趣旨)

- 第1条 市は、骨髄又は末梢。血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄等を提供した者に対し、大村市骨髄等移植ドナー支援助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則(昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。(助成の対象者)
- 第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)にドナー登録を行い、骨髄バンクから骨髄等の提供が完了したことを証明する書類(以下「証明書」という。)の交付を受けた者
  - (2) 骨髄等を提供した日において市内に住所を有する者
  - (3) 骨髄等の提供に関し有給休暇制度を設けている企業、団体等に属さない者 (助成金の額)
- 第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための次に掲げる通院、入院及び面接(骨髄等の採取 又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院及び面接を除 く。)に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度 とする。
  - (1) 健康診断のための通院
  - (2) 自己血保存の採血のための通院
  - (3) 骨髄等の採取のための入院
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接 (申請の手続)
- 第4条 規則第5条の規定により、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、大村市骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、証明書又は その写しその他市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは大村市骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定通知書(様式第2号)を、助成金を交付しないことを決定したときは大村市骨髄等移植ドナー支援助成金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(手続の省略)

第6条 規則第24条の規定により、規則第15条第1項の規定による補助事業等実績報告書の 提出及び規則第16条の規定による補助金の額の確定の手続は、省略するものとする。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

大村市長 様

申請者 住 所 氏 名 電話番号

## 大村市骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書

大村市骨髄等移植ドナー支援助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請・ 請求します。

### 1 申請内容

フリガナ				生年				
氏 名				月日		年	月	日生
住 所				•				
申請金額							円	
骨髄等を提供した日			年	月		日		
対象期間	年	月	目から		年	月	日まで(	日分)

### 2 助成金の振込先

振込	金融機関名	銀行信用	本店・支店 出張所	
口口	預金種目	普通 • 当座	口座番号(	)
座	ゆうちょ銀行	記号	番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※添付書類…骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類又はその写し

# 3 確認事項

□私の勤務する「企業・団体等」には、骨髄等の提供に関する有給休暇制度がありません。 □私は、審査に必要な情報(住民基本台帳及び企業・団体等におけるドナー制度の有無)の確認

及び調査が行われることに同意します。

様式第2号(第5条関係)

 大市 第
 号

 年 月 日

様

## 大村市長

大村市骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました大村市骨髄等移植ドナー支援助成金の交付について下記のとおり決定しましたので、大村市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付金額

様式第3号(第5条関係)

 大市 第
 号

 年 月 日

様

## 大村市長

## 大村市骨髄等移植ドナー支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました大村市骨髄等移植ドナー支援助成金の交付について、次のとおり交付しないことに決定しましたので、大村市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

(不交付理由)

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)